

## 子どもたちを交通事故から守りましょう



訓子府町交通安全推進委員会

- しょう。
- 運動の重点
  - 新入学（園）児童・園児の交通事故防止
  - すべての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

## 4月6日から「新入学（園）期の安全旬間」

新入学・新入園の時期を迎え、4月6日(月)から15日(水)までの10日間「新入学（園）期の安全旬間」が実施されます。

ドライバーは安全運転に心がけ、周りの大人は子どもを見かけたら正しい交通マナーを示してあげましょう。

また、交通事故に遭わない、起こさないよう交通安全の大切さを家庭や職場で話し合いま

## 交通事故巡回相談所を開設

北海道交通事故相談所の巡回相談が行われます。交通事故により、人身や物損などの被害を受けた方やその家族からの賠償問題などに対し、専任の相談員や弁護士が相談に応じます。

予約制ですので、相談の週の月曜日まで（月曜日が祝日の場合は、前の週の金曜日まで）にオホーツク総合振興局環境生活課までご連絡ください。

- とき 4月22日、5月20日、6月24日、7月22日、8月19日、9月16日、10月14日・28日、11月18日、12月16日、1月20日、2月24日、3月23日  
いずれも水曜日13時～16時
- ところ 北見交通安全研修センター
- 受付時間 8時45分～17時30分  
(土曜・日曜・祝日を除く)
- 申込み オホーツク総合振興局環境生活課  
(☎0152-41-0783)

## 4月20日(月)～30日(木)

### 春の火災予防運動

春先は、空気が乾燥し風の強い日が多く、最も火災が発生しやすい時期です。

この期間の火災の発生を防止し、死傷事故や財産の損失を防ぐことを目的とし、全道一斉に「春の火災予防運動」が行われます。期間中、消防団による火災予防パレードが実施されます。

### 野火にも注意しましょう！

例年この時期になると野火が多く発生します。原因の多くは、ごみ焼き、たばこのポイ捨て、火遊びによる人的原因によるものです。

ちょっとした不注意から大きな火災になりますので、絶対に行わないようにしましょう。

また、営農に関する枯草および作物の殻焼きなどを行う場合は、事前に消防署訓子府支署に届け出をしてから実施してください。

火が消えるまではその場から離れず、消火の準備を行い、火災にならないように注意しましょう。

## 住宅防火七つのポイント ～三つの習慣・四つの対策～

- 三つの習慣
- ・寝たばこは、絶対やめる
  - ・ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用する
  - ・ガスコンロなどのそばを離れるときは、必ず火を消す
- 四つの対策
- ・逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する
  - ・寝具、衣類およびカーテンからの火災を防ぐために、防炎品を使用する
  - ・火災を小さいうちに消すために、住宅用消火器などを設置する
  - ・お年寄りや体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる

### 実践会地区の防火査察

防火査察員が、各実践会の防火査察を次の日程で実施します。

- ・実施期間 4月1日(水)～20日(月)

■問合せ 消防署訓子府支署 (☎47-2419)

## 特定疾患などで治療中の方に 交通費の一部を助成

- 対象となる「特定疾患等」  
「特定疾患医療受給者証」または、「特定疾患患者認定書」「ウイルス性肝炎進行防止対策・橋本病重症患者対策医療受給者証」「小児慢性特定疾患医療受給者証」「脳脊髄液減少症診断書」が交付されていることが、助成の条件となります。
- 助成範囲および助成額  
町外（道内に限る）の医療機関に通院する場合で最も経済的な経路および方法で通院した場合の2分の1の額を助成します。

## 心の病気で治療中の方に 交通費の一部を助成

- 対象の病気  
統合失調症・そううつ病・認知症疾患・アルコール依存症・精神神経症てんかん・自閉症・精神発達遅滞など
- 助成範囲および助成額  
町外（道内に限る）の医療機関に通院する場合で最も経済的な経路および方法で通院した場合の2分の1の額を助成します。
- 助成対象医療機関  
指定自立支援医療機関（精神通院医療に限る）とします。ただ

場合の2分の1の額を助成します。

- 申請に必要なもの  
①対象となる「特定疾患等」の受給者証、または認定書などの写し
- ②印鑑
- ③通院証明書（用紙は福祉保健課健康増進係にあります）
- ④銀行の振込口座番号
- その他  
当該年度（4月から6月の場合）は前年度（前年度）の町民税課税世帯に属する方は、月額9,000円を上限とします。

し、18歳未満のお子さんは、北海道緑ヶ丘病院、札幌市立病院清療院など、「北海道児童思春期メンタルヘルス相談対応ガイドブック」（平成18年3月発行）に掲載の医療機関を対象とします。

- 申請に必要なもの  
①印鑑
- ②通院証明書（用紙は福祉保健課健康増進係にあります）
- ③銀行の振込口座番号
- その他  
当該年度（4月から6月の場合）は前年度（前年度）の町民税課税世帯に属する方は、月額9,000円を上限とします。

■問合せ 福祉保健課 (☎47-5555 総合福祉センター 窓口7番)

## 児童扶養手当や特別児童扶養手当 などの支給額が改定されました

ひとり親家庭や重度障がいのある方、その保護者の方に対し、児童扶養手当や特別児童扶養手当などが支給されていますが、平成27年4月から物価指数の変動などにより、支給額が増額となりました。

- 児童扶養手当  
父母の離婚などにより、ひとり親で児童を養育している方などに支給される手当です。
- 特別児童扶養手当 20歳未満の精神または身体に障がいをもつ児童を養育している方に支

- 給される手当です。
- 特別障害者手当 20歳以上で重度の障がいがあるため、日常生活において常時介護を必要とする障がい者本人に支給される手当です。
  - 障害児福祉手当 20歳未満で重度の障がいがあるため、日常生活において常時介護を必要とする障がい児本人に支給される手当です。
  - 福祉手当（経過措置分）  
昭和61年3月末日まで福祉手当を受給していた20歳以上の人で、特別障害者手当・障害基礎年金のいずれかの支給を受けられなかった人に支給される手当です。
  - 支給額（月額）平成27年4月分から支給額が増額となりました。

手当の種類	平成27年3月分まで		平成27年4月分から	
	全部支給額	所得により支給制限を受ける場合の支給額	全部支給額	所得により支給制限を受ける場合の支給額
児童扶養手当 (児童が1人の場合)	41,020円	41,010円～9,680円	42,000円	41,990円～9,910円
特別児童扶養手当(1級)	49,900円		51,100円	
特別児童扶養手当(2級)	33,230円		34,030円	
特別障害者手当	26,000円		26,620円	
障害児福祉手当	14,140円		14,480円	
福祉手当(経過措置分)	14,140円		14,480円	